

社会福祉法人陽光会			
文書番号	QAB8.2.2-1	版数	第20版（2024.4.1）

規則第17号

社会福祉法人陽光会 デイサービスセンター元総社
指定通所介護〔第一号通所事業（前橋市介護予防通所介護相当サービス）〕
事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人陽光会が開設するデイサービスセンター元総社（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第一号通所事業（前橋市介護予防通所介護相当サービス）（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 介護予防通所介護相当サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター元総社
- 二 所在地 群馬県前橋市問屋町一丁目5番地4

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（生活相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 通所介護等従事者 生活相談員2名
（常勤2名のうち1名介護職員兼務）

- 看護職員 2 名
（常勤 1 名 機能訓練指導員兼務）
（非常勤 1 名 機能訓練指導員・介護職員兼務）
介護職員 8 名
（常勤 5 名 うち 1 名生活相談員兼務）
（非常勤 3 名 うち 1 名看護職員・機能訓練指導員兼務）

通所介護等従事者は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画又は介護予防通所介護相当サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

三 機能訓練指導員 2 名（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

四 事務職員等 1 名

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、1 月 1 日を除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分
- 三 サービス提供時間帯 午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用者の定員は、1 単位 4 0 名とする。

（指定通所介護等の提供方法、内容）

第 7 条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防ケアマネジメント（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- 一 排泄の介助、移動移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する。

- 一 衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること（配食）

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

- 一 配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

- 5 アクティビティサービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティサービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持向上、自信の回復や情緒安定を図る。
一 レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操等
- 6 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- 7 相談及び助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

- 第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健、医療、福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法や内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
 - 3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護又は第一号通所事業（前橋市介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護等」という。）の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。
- 2 通所介護計画等の作成及び変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

- 第10条 通所介護等従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日、内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙1「利用料金表」によるものとし当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛東村のうち別紙2に記載する地域を除く地域とする。

(契約書の作成)

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けるととする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 通所介護等従事者は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。
- | | |
|---------|-----|
| 一 防火責任者 | 管理者 |
| 二 防災訓練 | 年1回 |
| 三 避難訓練 | 年1回 |
| 四 通報訓練 | 年1回 |

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談苦情対応)

- 第18条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録しその完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第19条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

- 第21条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人陽光会理事長と事業所管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則 この規程は、平成18年11月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成21年 5月27日より施行する。
附 則 この規程は、平成23年11月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成24年 6月 7日より施行する。
附 則 この規程は、平成25年 5月30日より施行する。
附 則 この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成26年 5月27日より施行する。
附 則 この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成28年 5月26日より施行する。
附 則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成30年 8月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成30年10月 1日より施行する。
附 則 この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 元年10月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 4年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 4年10月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 5年 4月 1日より施行する。
附 則 この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

通所介護事業所ダイサービスセンター元総社 利用料金表

1. 介護保険給付による利用料 (1割自己負担額)

(1) 通所介護 (1割自己負担額 / 日額)

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5 時間以上 6 時間未満	5 7 0 円	6 7 3 円	7 7 7 円	8 8 0 円	9 8 4 円
6 時間以上 7 時間未満	5 8 4 円	6 8 9 円	7 9 6 円	9 0 1 円	1, 0 0 8 円
7 時間以上 8 時間未満	6 5 8 円	7 7 7 円	9 0 0 円	1, 0 2 3 円	1, 1 4 8 円
8 時間以上 9 時間未満	6 6 9 円	7 9 1 円	9 1 5 円	1, 0 4 1 円	1, 1 6 8 円
加 算	サービス提供体制強化加算 (I)			2 2 円	
	科学的介護推進体制加算			4 0 円 (月 1 回)	
	介護職員処遇改善加算 (I)			自己負担金総額の 5. 9 %	
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)			自己負担金総額の 1. 2 %	
	介護職員等ベースアップ等支援加算			自己負担金総額の 1. 1 %	
	介護職員等処遇改善加算 (I)			自己負担金総額の 9. 2 %	
	入浴介助加算 (I)			4 0 円	
	入浴介助加算 (II)			5 5 円	
	個別機能訓練加算 (I) イ			5 6 円	
	個別機能訓練加算 (II)			2 0 円 (月 1 回)	
	口腔・栄養スクリーニング加算 (I)			2 0 円 / 6 ヶ月	
	口腔・栄養スクリーニング加算 (II)			5 円 / 6 ヶ月	
	口腔機能向上加算 (I)			1 5 0 円 (月 2 回)	
	口腔機能向上加算 (II)			1 6 0 円 (月 2 回)	
	栄養改善加算			2 0 0 円 (月 2 回)	
	栄養アセスメント加算			5 0 円 (月 1 回)	
	生活機能向上連携加算 (II)			1 0 0 円 (月 1 回)	
	ADL 維持等加算 (I)			3 0 円 (月 1 回)	
	ADL 維持等加算 (II)			6 0 円 (月 1 回)	
	延長加算			5 0 円 (1 時間)	
若年性認知症利用者受入加算			6 0 円		

(2) 第一号通所事業[前橋市介護予防通所介護相当サービス] (1割自己負担額 / 月額)

区 分	要支援 1・事業対象者	要支援 2・事業対象者
		1, 7 9 8 円
加 算	サービス提供体制強化加算 (I)	8 8 円 (要支援 1・事業対象者) 1 7 6 円 (要支援 2・事業対象者)
	科学的介護推進体制加算	4 0 円
	介護職員処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の 5. 9 %
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の 1. 2 %
	介護職員等ベースアップ等支援加算	自己負担金総額の 1. 1 %
	介護職員等処遇改善加算 (I)	自己負担金総額の 9. 2 %

加 算	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20円 / 6ヶ月
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5円 / 6ヶ月
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円
	栄養改善加算	200円
	栄養アセスメント加算	50円
	一体的サービス提供加算	480円
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円
	若年性認知症利用者受入加算	240円

※上記の利用時間以外の料金につきましては、窓口までご相談ください。

※上記自己負担金は、利用料金の1割の場合であり、一定以上の所得のある方は自己負担金が2～3割となります。

※前橋市は介護保険上の地域区分が7級地に該当するため、介護保険給付による利用料は上記の合計金額に1.4%を加算した額となります。（円未満切捨て）

2. 介護保険給付以外の利用料（全額自己負担）

区 分	利用料金	内 容
食 費	720円/日	昼食及びおやつ代

※その他、日常生活に応じ必要な物品はご利用者様の全額自己負担です。

※通常の事業実施区域外への送迎は、1km毎に50円を加算します。
（事業所より10kmを超過した地点からの実走行距離に対し加算・1km未満四捨五入）

※利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止及び変更の申し出又は食事が不要であるとの申し出をされた場合には、食材料費として360円を請求します。

※通常のレクリエーション及びクラブ活動にかかる費用は介護報酬のなかに含まれますので費用はかかりませんが、ご利用者様の選択による個別的なレクリエーション及びクラブ活動にかかる費用については、別途、実費徴収します。

通常の事業の実施地域

1. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛東村のうち下記に記載する地域を除く地域とする。

(1) 前橋市 (50音順)

新井町・荒口町・荒子町・飯土井町・泉沢町・市之関町・今井町・笈井町・大胡町
大前田町・柏倉町・粕川町・金丸町・上大屋町・上増田町・河原浜町・神沢の森
小坂子町・小島田町・駒形町・下阿内町・下大屋町・下川町・下佐鳥町・下増田町
滝窪町・鶴が谷町・鶴光路町・徳丸町・富田町・苗ヶ島町・中内町・新堀町
西大室町・西善町・二之宮町・鼻毛石町・馬場町・東大室町・東金丸町・東善町
樋越町・房丸町・嶺町・宮地町・三夜沢町・茂木町・横沢町・力丸町

(2) 高崎市 (50音順)

阿久津町・石原町・岩押町・岩鼻町・片岡町・金井淵町・上大島町・上里見町
上佐野町・上滝町・上豊岡町・上中居町・上室田町・北久保町・北双葉町・木部町
倉賀野町・倉渕町・栗崎町・剣崎町・神戸町・佐野窪町・新後閑町・下大島町
下大類町・下斎田町・下里見町・下佐野町・下滝町・下豊岡町・下中居町・下之城町
下室田町・下和田町・十文字町・宿横手町・白岩町・城山町・新町・台新田町
高関町・高浜町・竜見町・寺尾町・常盤町・中居町・中里見町・中島町・中豊岡町
中室田町・根小屋町・乗附町・鼻高町・榛名湖町・榛名山町・東中里町・聖石町
藤塚町・双葉町・本郷町・町屋町・三ツ子沢町・宮沢町・宮原町・八千代町・矢中町
山名町・八幡原町・八幡町・吉井町・若田町・和田多中町・綿貫町・和田町

(3) 渋川市 (50音順)

赤城町・阿久津・伊香保町・石原・祖母島・小野子・金井・上白井・川島・北牧
渋川・白井・中郷・中村・南牧・半田・吹屋・北橋町・行幸田・村上・横堀

(4) 榛東村

上野原